

災害時における福祉避難所に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）と医療法人社団心身会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、狛江市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（施設の利用）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な高齢者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の介護者が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（開設運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

（備品等の貸与）

第5条 甲は、乙に対して要配慮者支援に必要な乙所有のベッドや、自動車等、備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

（職員の派遣）

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者を受け入れた時から事態が収束するまでの期間とする。

- 2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。
- 4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。
- 5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所としての対象者の受入れや、甲に対する備品等の貸与及び提供に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

- 第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。
- 2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあつては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあつては総務グループ責任者にあたる者を当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

- 第 14 条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和 63 年組合条例第 19 号) に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。
- 2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合(乙の故意又は重大な過失による場合を除く。)において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

- 第 15 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

- 第 16 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 1 年間とする。ただし、期間終了の日の 1 箇月前までに、甲乙いずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から 1 年間この協定は更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 9 月 20 日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目 1 番 5 号

狛江市長 松原 俊雄

乙 東京都狛江市西野川四丁目 6 番 9 号

医療法人社団心身会  
複合介護施設和楽

理事長 長島 晴子

